

目次

- 第1章 総則(第1条—第10条)
- 第2章 緑地の保全等(第11条—第16条)
- 第3章 ホタル舞う水辺環境、里地里山等の保全(第17条—第26条)
- 第4章 活動支援及び普及啓発等(第27条・第28条)
- 第5章 雑則(第29条—第33条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市域における生物多様性に配慮した緑化の推進並びに緑地、市域特有のホタル舞う水辺環境、里地里山等の保全、再生及び活用(以下「保全等」という。)について、基本理念を定め、並びに市、市民等及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、協働によるその保全等を効果的に推進するために必要な事項を定めることにより、良好な自然環境の形成及び緑地、水辺環境、里地里山等の有する機能の保全等を図り、もって安らぎと潤いのある人と自然が共生するまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在する者又は市内で事業を営むものをいう。
- (2) 土地所有者等 市内の土地又は建物その他の工作物を所有し、占有し、又は管理するものをいう。
- (3) 生物多様性 生物多様性基本法(平成20年法律第58号)第2条第1項に規定する生物の多様性をいう。
- (4) 持続可能な利用 生物多様性基本法第2条第2項に規定する持続可能な利用をいう。
- (5) 緑地 樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地(農地であるものを含む。)が、単独若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって自然環境を形成しているものをいう。
- (6) 緑化施設 樹木、地被植物等の植栽、花壇、敷地内の保全された樹木、自然的な水流又は池及びこれらと一体となった園路、土留、小規模な広場、散水設備、排水溝、ベンチ等をいう。
- (7) ホタル舞う水辺環境 ゲンジボタル又はヘイケボタル(以下「ホタル」という。)が生息し、又は生息していた池沼、河川、湖等の水面を含むこれらの周辺地域と一体となって、良好な緑地を形成し、又は形成していた土地の区域をいう。
- (8) 里地里山 現に管理若しくは利用をされ、又はかつて管理若しくは利用をされていた農地、水路、ため池、二次林(その土地本来の自然植生ではない人為的に成立した雑木林、竹林等をいう。)その他これらに類する土地(以下「農林地等」という。)の全部又は一部及び人が日常生活を営む場所が一体となっている区域で、良好な景観の形成、災害の防止、伝統的な文化の伝承、余暇又は教育的な活動の場の提供等の機能を有するものをいう。
- (9) 保全団体 市内の緑地、緑化施設、ホタル舞う水辺環境若しくは里地里山等(以下「みどり」という。)の保全等又は生物多様性の保全及び持続可能な利用(以下「生物多様性の保全利用」という。)を推進することを目的とした活動を非営利で行う団体その他これに類するものをいう。

(基本理念)

第3条 市、市民等及び土地所有者等は、本市の恵み豊かな自然と多様な都市機能が共生する特徴を念頭に置き、次に掲げる理念を共有して取組を推進するものとする。

- (1) みどりは、良好な自然環境を形成するための重要な基盤であり、生活環境に安らぎと潤いを与えるとともに、生物の貴重な生息又は生育の場であることから、将来の世代へ継承すべきものとして保全等を行うこと。
- (2) 生物多様性の保全利用を推進することにより、人と自然が共生するまちづくりに努めること。
- (3) 自然環境と多様な都市機能の調和を図り、みどりの保全等及び生物多様性の保全利用を推進するため、多様な主体が相互に連携し、及び協力すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、みどりの保全等及び生物多様性の保全利用のための基本的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、みどりの保全等及び生物多様性の保全利用に関する市民等及び土地所有者等の意識の普及啓発に努めるとともに、市民等、土地所有者等及び保全団体が行うみどりの保全等及び生物多様性の保全利用の活動を支援するよう努めなければならない。
- 3 市は、みどりの保全等及び生物多様性の保全利用の推進に当たっては、関係機関及び関係団体と相互に連携するよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、みどりの保全等及び生物多様性の保全利用に努めるとともに、この条例の目的を達成するため市、土地所有者等、保全団体等が実施する取組に協力するよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、基本理念にのっとり、その所有し、占有し、又は管理するみどりの保全等及び生物多様性の保全利用に努めるとともに、この条例の目的を達成するため市、市民等、保全団体等が実施する取組に協力するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 市長は、市域におけるみどりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項に規定する基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ相模原市水とみどりの審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画の策定に当たっては、市民等、土地所有者等及び保全団体の意見を聴くために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(生物多様性地域戦略の策定)

第8条 市長は、市域における生物多様性の保全利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、生物多様性基本法第13条第1項に規定する生物多様性地域戦略を策定するものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の生物多様性地域戦略の策定及び変更について準用する。

(諸制度の活用)

第9条 市長は、生物多様性基本法、都市緑地法、都市計画法(昭和43年法律第100号)、景観法(平成16年法律第110号)その他の関係法令の規定に基づくみどりの保全等及び生物多様性の保全利用に資する諸制度を活用するよう努めなければならない。

(生物多様性の保全利用)

第10条 市長は、生物多様性の保全利用を計画的に実施するため、次に掲げる施策の推進に努めなければならない。

(1) 生物多様性についての理解の促進

(2) 多様な野生生物の生息又は生育が可能な環境の保全及び再生

(3) 市域に生息し、又は生育する希少な野生生物の保護及び特定外来生物(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)第2条第1項に規定する特定外来生物をいう。)の防除

(4) 人為的に移動させた生物の野外への放出及び人の管理が及ばない状態での植栽又は播種による生態系への影響の防止

第2章 緑地の保全等

(管理緑地等の保全等)

第11条 市長は、市が管理する緑地及び緑化施設(以下「管理緑地等」という。)の態様に応じて、総合的かつ計画的にその適切な保全等に努めなければならない。

2 市長は、管理緑地等の適切な保全等に当たっては、市民等、土地所有者等及び保全団体と協働するよう努めなければならない。

3 市長は、都市緑地法第17条第1項の規定によるもののほか、緑地の保全上必要であると認められる土地の取得に努めなければならない。

4 市長は、都市緑地法第55条第1項若しくは第2項の規定により市民緑地契約を締結した土地又は次条第1項若しくは第3項の規定により指定した保存樹林のうち、市民等の利用に供することにより活用を図り、良好な自然環境を確保する必要があると認める区域であって、規則で定める基準に該当するものを、ふれあいの森として指定することができる。

5 市長は、公益上の理由その他特別の理由があるときは、ふれあいの森の指定を変更し、又は解除することができる。

(保存樹林等の指定)

第12条 市長は、都市計画法第5条第1項の規定により指定された都市計画区域内の樹林又は樹木について、人と自然が共生するまちづくりに必要があると認める場合で、規則で定める基準に該当するときは、当該樹林又は樹木を保存樹林又は保存樹木(以下「保存樹林等」という。)として指定することができる。

2 前項に定めるもののほか、その所有する樹林又は樹木について、保存樹林等としての指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請することができる。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合で、第1項の規則で定める基準に該当するときは、当該樹林又は樹木を保存樹林等として指定することができる。

4 市長は、第1項又は前項の規定により保存樹林等を指定しようとするときは、あらかじめ当該樹林又は樹木の所有者と管理に関する協定書を締結するものとする。

- 5 市長は、保存樹林等を指定した場合は、指定を証する書類を当該保存樹林等の所有者に交付するとともに、当該所有者の承諾を得て、保存樹林等に指定した旨を表示する標識を設置するものとする。
- 6 前各項の規定は、保存樹林等の指定の変更について準用する。
(保存樹林等の指定の解除)
- 第13条 市長は、保存樹林等の滅失、枯死等によりその指定の理由が消滅したときは、速やかにその指定を解除するものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、市長は、公益上の理由その他特別の理由があるときは、保存樹林等の指定を解除することができる。
- 3 市長は、前2項の規定により保存樹林等の指定を解除したときは、当該指定を解除した保存樹林等の所有者にその旨を通知するものとする。
(保存樹林等に関する支援)
- 第14条 市長は、保存樹林等の保全に関し必要があると認めるときは、その所有者に対し、その維持管理に当たって必要な規則で定める支援を行うものとする。
(緑化の推進)
- 第15条 市長は、市が所有し、占有し、又は管理する庁舎、公園、道路、学校その他の公共施設について、緑化の推進に努めなければならない。
- 2 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する市内の土地又は建物その他の工作物における緑化の推進に努めるものとする。
- 3 市民等及び土地所有者等は、市内の土地又は建物その他の工作物における緑化の推進に関する活動への参加に努めるものとする。
- 4 市長は、土地所有者等が所有し、占有し、又は管理する市内の土地又は建物その他の工作物の緑化を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(管理緑地等の利用の禁止又は制限)
- 第16条 市長は、都市緑地法、都市公園法(昭和31年法律第79号)及び相模原市都市公園条例(昭和45年相模原市条例第11号)に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、管理緑地等を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、管理緑地等の利用を禁止し、又は制限することができる。
- (1) 管理緑地等の保全上必要と認められるとき。
- (2) 特定の個人による独占的又は占用的な利用であると認められるとき。
- (3) 管理緑地等の損傷その他の理由により、その利用が危険であると認められるとき。
- (4) 管理緑地等に関する工事のため、やむを得ないと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。
- 第3章 ホタル舞う水辺環境、里地里山等の保全
(保全等活動認定団体の認定)
- 第17条 保全団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、ホタル舞う水辺環境、里地里山その他生物多様性の保全利用に寄与すると認められる区域の保全等に資する団体(以下「保全等活動認定団体」という。)としての認定を市長に申請することができる。
- (1) ホタルの生息環境の保全若しくは再生の活動を主体的に行う団体又は生物多様性の保全利用に寄与すると認められる区域の保全等に資する活動を主体的に行う団体であって、次のいずれにも該当する団体
- ア 市内に事務所又は連絡場所を有し、かつ、構成員に市内に居住する者を含むこと。
- イ 営利を目的とせず、かつ、定款又はこれに準ずるものを有すること。
- (2) 里地里山の保全等に資する活動を主体的に行う団体であって、次のいずれにも該当する団体
- ア 構成員に里地里山の保全等に資する活動の対象となる農林地等の土地所有者等、当該農林地等の周辺地域に居住する者又は市内に居住する者を含むこと。
- イ 里地里山の保全等に資する活動に関する知識及び経験を有する者の指導又は助言を受けられる体制その他里地里山の保全等に資する活動を適切に行うために必要な体制が整備されていること。
- ウ 営利を目的とせず、かつ、定款又はこれに準ずるものを有すること。
- 2 市長は、前項の規定により申請をした保全団体の活動が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、当該保全団体を保全等活動認定団体に認定するものとする。
- (1) 次のいずれかの活動を含むこと。
- ア 清掃、草刈りその他の当該保全団体が活動する区域の有する機能の保全、持続又は向上を図る活動
- イ 生物の生息又は生育の調査、パトロール等の健全な生態系の保全等を図る活動
- ウ 自然観察会、学習会その他の啓発活動により、みどりの保全等に関する市民等の意識の醸成を図る活動
- (2) 継続的に行われると認められるものであること。
- (3) 土地所有者等の権利を不当に制限するものでないこと。
- (4) この条例又は関係法令に違反するものでないこと。
- 3 市長は、前項の規定により保全等活動認定団体として認定をしたときは、当該認定の申請をした保全団体にその旨を通知するものとする。

4 前3項の規定は、保全等活動認定団体の認定の変更について準用する。

(保全等活動認定団体の活動)

第18条 保全等活動認定団体は、前条第2項第1号の活動その他みどりの保全等及び生物多様性の保全利用に係る活動を行うに当たっては、当該活動に係る土地所有者等の承諾を得なければならない。

(保全等活動認定団体の認定の取消し)

第19条 市長は、保全等活動認定団体が偽りその他不正の手段により認定を受けたとき、第17条第1項各号のいずれにも該当しなくなったとき又は同条第2項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったときは、その認定を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により保全等活動認定団体の認定を取り消したときは、当該認定を取り消した保全等活動認定団体にその旨を通知するものとする。

(里地里山地域の指定等)

第20条 市長は、第17条第1項第2号の団体が、同条第2項の規定により認定を受けた場合であって、当該団体の活動する区域が里地里山の保全等に寄与すると認められるときは、当該区域を里地里山地域に指定するものとする。

第21条 市長は、前条の規定により里地里山地域を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨を公告し、当該指定に係る書類を当該公告の日から起算して2週間、一般の縦覧に供するものとする。

2 市民等、土地所有者等及び利害関係人のうち意見を有する者は、前項の規定による公告があったときは、当該公告の日の翌日から起算して3週間を経過する日までに、当該里地里山地域の指定に関する意見を記載した書面(以下「意見書」という。)を市長に提出することができる。

3 市長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、遅滞なく、保全等活動認定団体に当該意見書の写しを送付するものとする。

4 保全等活動認定団体は、前項の規定による意見書の写しの送付を受けたときは、当該意見書に対する保全等活動認定団体の見解を記載した書面を作成し、当該意見書の写しの送付を受けた日の翌日から起算して2週間以内に市長に提出しなければならない。

第22条 市長は、第20条の規定による指定をしたときは、その旨を当該里地里山地域で活動する保全等活動認定団体に通知するとともに、規則で定める事項を公告するものとする。

2 第20条、前条及び前項の規定は、里地里山地域の指定の変更について準用する。

(里地里山地域の指定の解除)

第23条 市長は、第19条第1項の規定により里地里山地域で活動する保全等活動認定団体の認定を取り消したときは、当該保全等活動認定団体に係る里地里山地域の指定を解除するものとする。

2 市長は、前項の規定により里地里山地域の指定を解除したときは、その旨を公告するとともに、当該里地里山地域で活動する保全等活動認定団体に通知するものとする。

(保全等活動区域の指定)

第24条 保全等活動認定団体は、ホタル舞う水辺環境、里地里山地域その他生物多様性の保全利用に寄与すると認められる区域のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する区域について、規則で定めるところにより、当該保全等活動認定団体がみどりの保全等又は生物多様性の保全利用に係る活動をする区域(以下「保全等活動区域」という。)の指定を市長に申請することができる。

(1) ホタル舞う水辺環境、里地里山地域又は生物多様性の保全利用に寄与すると認められる区域として優れた自然環境を形成し、又は形成していた区域

(2) 保全等活動認定団体及び土地所有者等が主体となって現にみどりの保全等及び生物多様性の保全利用の活動が行われ、又は行われようとしている区域

(3) 保全等活動区域の指定の申請について土地所有者(土地又は建物その他の工作物を所有するものをいう。)の同意(国又は地方公共団体が所有し、又は管理する河川、水路、道路等(以下「公共施設等」という。))の土地の区域における当該公共施設等の管理者の承諾を含む。)を得た区域

(4) 公共施設等の事業計画が存する場合に、当該事業計画と当該保全等活動区域の指定の申請をしようとする保全等活動認定団体の活動内容との整合が図られている区域

2 前項の規定により申請をしようとする保全等活動認定団体は、保全等活動区域の指定の申請に当たり、市長に対し必要な助言を求めることができる。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る区域を保全等活動区域に指定することができる。

4 市長は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定の申請をした保全等活動認定団体及び当該申請に係る土地所有者等に通知するとともに、規則で定める事項を告示し、及び当該保全等活動区域内に保全等活動区域である旨を表示した標識を設置するものとする。

5 前各項の規定は、保全等活動区域の指定の変更について準用する。

(保全等活動区域の指定の解除)

第25条 市長は、保全等活動区域が前条第1項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき、第19条第1項の規定により当該保全等活動区域で活動する保全等活動認定団体の認定を取り消したときその他市長が必要と認めるとき

は、保全等活動区域の指定を解除することができる。

- 2 市長は、前項の規定により保全等活動区域の指定を解除したときは、当該保全等活動区域で活動する保全等活動認定団体及び当該保全等活動区域の土地所有者等に通知するとともに、規則で定める事項を告示するものとする。

(保全等活動区域における行為の制限)

第26条 保全等活動区域内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、土地所有者等が通常行うべき管理行為、日常生活上必要な行為、保全等活動区域の有する機能の保全又は人の生命若しくは身体に係る被害を防止するための行為については、この限りでない。

- (1) 保全等活動区域内に生息し、又は生育する生物の持去り、区域外からの生物の持込み、人の管理が及ばない状態での植栽又は播種等による生態系のかく乱
 - (2) 標識、看板、柵その他保全等活動区域の保全等に係る工作物等を損傷し、又は滅失させる行為その他保全等活動認定団体の活動に支障を及ぼす行為
 - (3) ホタル及びカワニナその他ホタルの幼虫の餌となる生物(以下「ホタル等」という。)を殺傷し、又は捕獲する行為
 - (4) 河床及び河岸の掘削、土砂の堆積等のうち、ホタル等の生息の妨げとなる行為
- 2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為をしようとするもので、次の各号のいずれかに該当するときは、市長の許可を受けなければならない。
- (1) 研究又は調査を目的とするもの
 - (2) 市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所又はこれらに準ずる施設における環境に関する学習を目的とするもの
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- 3 前項の許可を受けようとするものは、市長に申請しなければならない。
- 4 市長は、第2項の許可をしようとするときは、あらかじめ、当該保全等活動区域における保全等活動認定団体の意見を聴くものとする。
- 5 市長は、第2項の許可をしたときは、遅滞なく、当該許可の申請をしたもの、当該申請に係る土地所有者等及び前項の規定により意見を聴いた保全等活動認定団体にその旨を通知するものとする。

第4章 活動支援及び普及啓発等

(保全団体への支援)

第27条 市長は、保全団体が行うみどりの保全等及び生物多様性の保全利用の活動(農林地等が保全等の活動の対象であるときは、当該農林地等の土地所有者等の同意を得て行うものに限る。)を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(普及啓発等)

- 第28条 市長は、市民等及び土地所有者等が行うみどりの保全等及び生物多様性の保全利用の活動を促進するほか、活動するために必要な知識の普及に関する施策を実施するよう努めなければならない。
- 2 市長は、緑地の保全及び緑化の推進並びに保全等活動区域の保全等において中心的な役割を担う団体及び人材の育成に努めるものとする。
 - 3 市長は、市民等、土地所有者等、保全団体及び法人その他の団体とのみどりの保全等及び生物多様性の保全利用の活動に係る交流及び連携の促進を図るものとする。

第5章 雑則

(土地への立入り)

第29条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員にみどりの区域内の土地に立ち入らせ、保全団体の活動状況及び第26条に規定する制限の状況を調査させることができる。

- 2 市長は、前項に規定する調査の結果に基づき、土地所有者等又は保全団体に対し必要な助言又は指導をすることができる。
- 3 第1項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(報告又は資料の提出)

第30条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、保全等活動認定団体に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第31条 市長は、第26条第2項の許可を受けずに同条第1項各号に掲げる行為をしたものに対し、その行為を中止し、又は相当の期限を定めて、原状に回復するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第32条 市長は、前条の規定による勧告を受けたものが正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、その理由を前条の規定による勧告を受けたものに通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。
(委任)

第33条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 相模原市緑化条例(昭和47年相模原市条例第29号)

(2) 相模原市ホテル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例(平成21年相模原市条例第26号)

(3) 相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例(平成23年相模原市条例第4号)

(相模原市緑化条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において前項第1号の規定による廃止前の相模原市緑化条例第4条第1項の規定により指定されている保存樹林又は保存樹木は、第12条第1項の規定により指定された保存樹林等とみなす。

(相模原市ホテル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例の廃止に伴う経過措置)

4 施行日前にされた第2項第2号の規定による廃止前の相模原市ホテル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例(以下「旧水辺環境条例」という。)第6条第1項の規定による保全等活動区域の指定の申出及び旧水辺環境条例第8条第1項の規定による保全等活動区域の変更の申出であって、この条例の施行の際、指定をするかどうかの処分がされていないものに係る指定については、なお従前の例による。

5 施行日の前日において旧水辺環境条例第7条第1項の規定により指定されている保全等活動区域(前項の規定の適用を受ける保全等活動区域を除く。)及び前項の規定によりなお従前の例によることとされた申出に係る指定を受けた保全等活動区域は、第24条第3項の規定により指定された保全等活動区域とみなす。

6 施行日前にされた旧水辺環境条例第9条第2項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による申請であって、この条例の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

7 施行日の前日において旧水辺環境条例第9条第3項の規定により認定されている保全等活動団体(前項の規定の適用を受ける保全等活動団体を除く。)及び前項の規定によりなお従前の例によることとされた申請に係る認定を受けた保全等活動団体は、第17条第2項の規定により認定された保全等活動認定団体とみなす。

(相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例の廃止に伴う経過措置)

8 施行日前にされた第2項第3号の規定による廃止前の相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例(以下「旧里地里山条例」という。)第7条第1項の規定による申請であって、この条例の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

9 施行日の前日において旧里地里山条例第7条第2項の規定により認定されている里地里山活動団体(前項の規定の適用を受ける里地里山活動団体を除く。)及び前項の規定によりなお従前の例によることとされた申請に係る認定を受けた里地里山活動団体は、第17条第2項の規定により認定された保全等活動認定団体とみなす。

10 施行日の前日において旧里地里山条例第14条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により指定されている里地里山地域は、第20条の規定により指定された里地里山地域とみなす。